

第2章 農業教育機関
第1節 明治時代

1. 徳島県農事講習所(明治30～明治36年)

日本政府は明治11年に殖産興業資金を得るため、国債(起業公債)を募集し、政府の手により積極的な新産業の奨励を始めた。

農業部門においても明治19年に東京農林学校を開校し大日本農会を創立した。

この頃の農村には農業会、勸業会、農事会と呼ばれる組織があり、これらの農談会は、最初は中小の在村耕作地主や自作上層農民を指導者として自主的に結成された。その主要な目的は商品生産的農業の基礎となる農業技術および農事の改良をなすことにあった。

明治13年5月には、勸業局が府県に勧告をして村や郡および府県に農事会を設立させ、勸業政策の滲透をはかった。各地の農事熟練者(老農)を政策推進のため末端の組織に配し、さらに全国の老農を招集して全国農談会を開いた。また明治16年5月には勸業諮問会および勸業委員の設置を府県に通達している。

明治28年には全国各地に町村農会、郡農会が発足しているが明治32年6月には法律第103号により農会法が成立し、本県においては明治34年8月には 徳島県農会が発足した。そうして既存の町村農会、郡農会を統括し法人として認められ、国の補助金に支えられて農会活動も本格的に行われた。国はこの補助金 にもとづいて強い監督権と指導性をもつようになった。明治35年からは「徳島県農会報」を発刊し、農政、農業技術、統計調査等の情報を伝えると共に他県と の情報の交換も行った。

一方徳島県においても各地の町村農会、郡農会を指導する目的で明治30年6月に県令36号、告示116号により徳島県農事講習所が設立された。その内容 は修業年限2か年とし、前期と後期に分けて各期とも1日の授業時間は5時間、期間は4週間とし、各郡単位9地域において講習所を開設していた。生徒数の詳細は不明であるが、明治35年度には受講生492名、試験合格者324名となっている。徳島県が農事講習を始めた最初である。

徳島県農会においてもその事業の一つとして徳島県農会短期講習規程を設け、農民に農事改良思想を与える目的で町村農会員のうち尋常小学校卒業者又は20 才以上の者を対象として3日～7日間の講習会を開催している。講習科目は米麦作法、養蚕法、肥料論、実益経済等で、場所により煙草、野菜、果樹、山林経済、畜産法等が加えられた。

このような機運のなかで三好郡においては農業技術教育の必要性から、明治34年には三好郡立農業学校が設立されたが、これが本県における農業教育機関の最初である。この学校は明治37年徳島県立農業学校が設立されるにおよび同校の分校となった。

2. 徳島県農事試験場巡回講習(明治36年～)

明治36年には徳島県農事試験場が開設され、農事試験場巡回講習施行規則(告示第124号)が定められ、前述の徳島県農事講習所規則は廃止(告示第122号)された。

この目的は「簡易ナル学理ノ応用ヲ授ケ且ツ試験場ノ成績ニ基キ改良方法ヲ教示スル」となっており、16才以上の男子で農業に従事し、普通読書の出来る者 を対象とし、講習科目は「農芸ニ必須ナル学理ノ大要」「地方主作物ニ関スル事項」「副産業ニ関スル事項」であり、その順序方法は農事試験場長が定める事となっていた。

この実績については各年度の業務功程に記載されているが、概ね次表のとおりである。

第1表 講習講話・実地指導実績				
項目 \ 年度	明治41年～44年	大正元年～14年	昭和元年～14年	昭和15年～39年
講習講話		665 日	670 日	2,575 日
実地指導		1,432 日	698 日	6,956 日
計	220 日	2,097 日	1,368 日	9,531 日
年平均	55 日	150 日	98 日	381 日

農会においても明治38年には従来の農会短期講習規程を廃止して、新に農事講習講話会規程を設定し、「農民ニ農事改良思想ヲ与エ農事ノ改善ヲ謀ルヲ以テ 目的トス」として、満15才以上の者で男女を問わず25名以上を集め、期間は5日ないし7日間として農事全般(地域により科目は異なる)の講習講話会を開催していた。

以上のように明治時代の農民に対する農業技術指導の方策は明治18年に設けられた農事巡回教師の制度にもとづき農事試験場、農会、農業学校の教職員が講師となり、現地において講習講話会や実地指導がなされた時代である。